

福島の復興・再生に向けた取組

2021年7月



復興庁

Reconstruction Agency

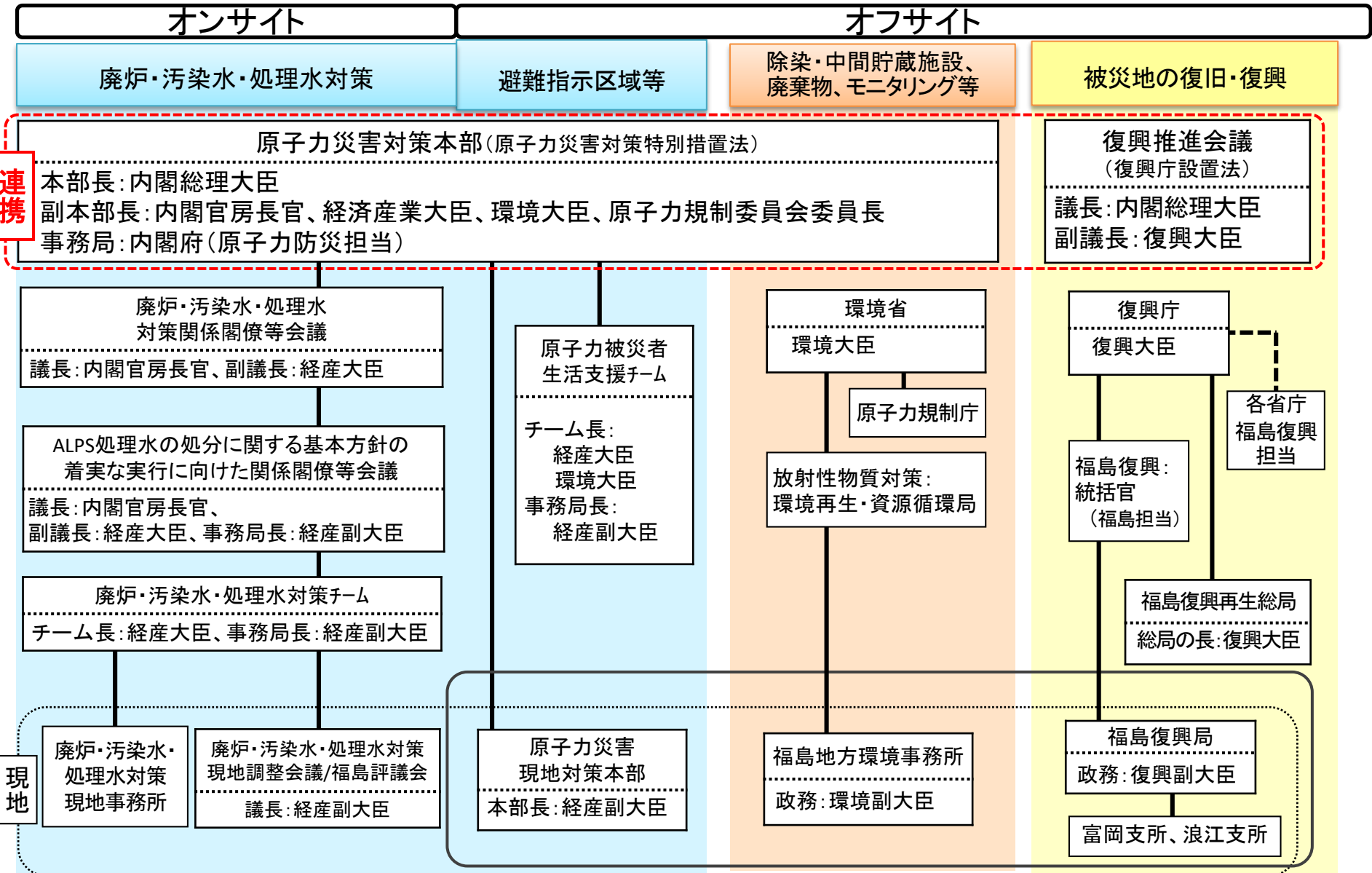
復興・創生 その先へ

目次

福島復興に係る政府の体制P2
避難指示区域に係る経緯P4
避難指示解除地域における生活環境整備P9
帰還困難区域の復興・再生P15
除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況P20
産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組P23
風評被害対策P30
福島復興関連法制度・予算P33

福島復興に係る政府の体制

福島復興に係る政府の体制



避難指示区域に係る経緯

避難指示区域に係る経緯

① 避難指示の設定とこれまでの避難指示解除

1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 平成23年4月

- 警戒区域（福島第一から半径20km）
【原則立入禁止、宿泊禁止】
- 計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）
【立入可、宿泊原則禁止】
- 緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）
【避難の準備、立入可、宿泊可】



「冷温停止状態」
の確認

5. 避難指示区域の見直しの実施

- 帰還困難区域（放射線量が50mSv/yを超える区域）
【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
- 居住制限区域（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）
【立入可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- 避難指示解除準備区域（放射線量が20mSv/y以下）
【立入可、事業活動可、宿泊原則禁止】

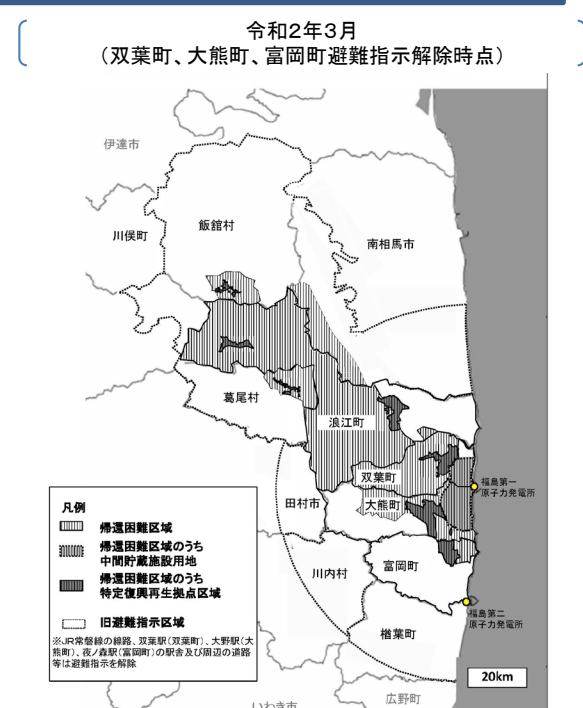
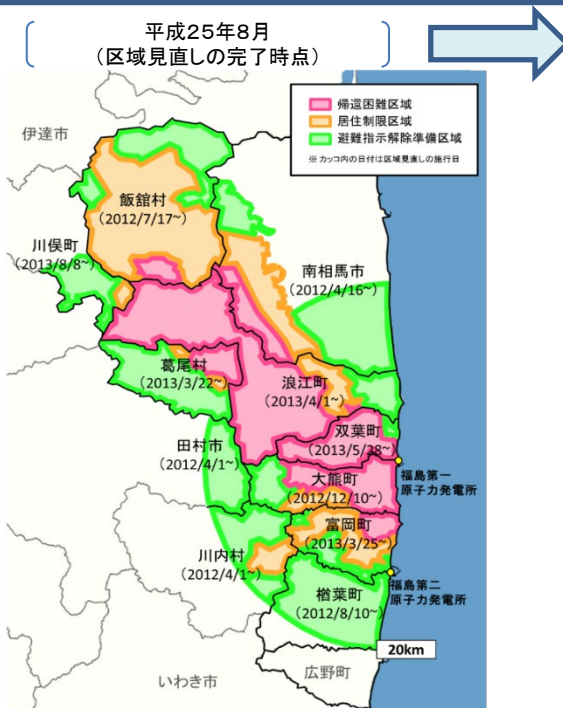
平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除

4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

6. 避難指示の解除

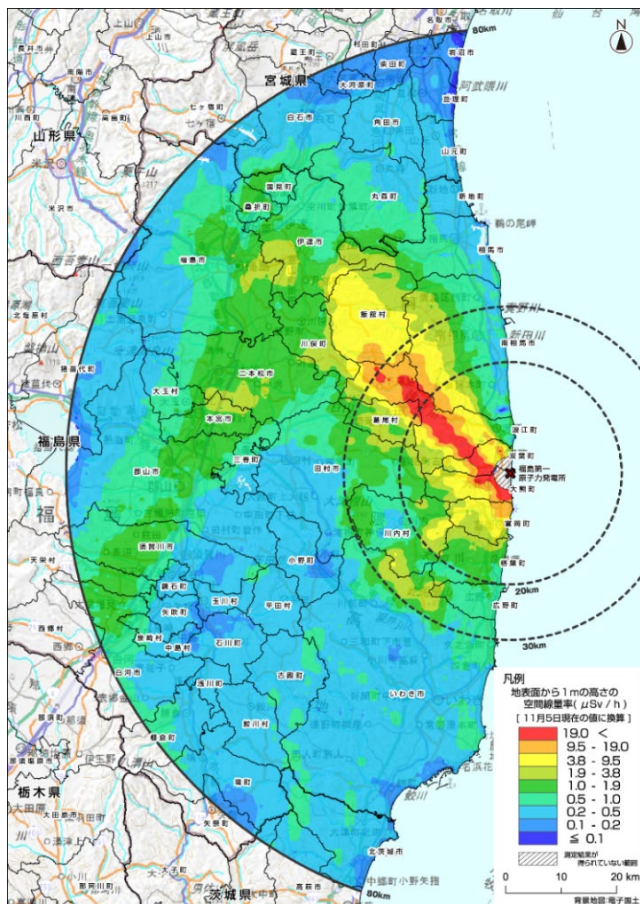
平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除く全ての地域で解除済み（面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み）。



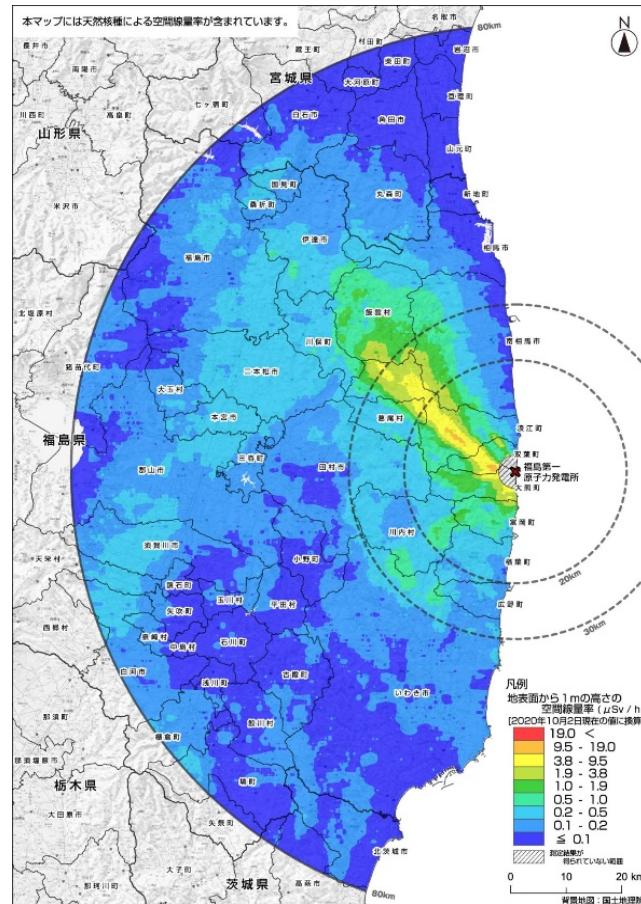
避難指示区域に係る経緯

②空間線量率平均の推移

- 東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内の地表面から1mの高さの空間線量率平均は、2011年11月比で約80%減少。



2011年11月5日時点の線量分布



2020年10月2日時点の線量分布

※本値は対象地域を250mメッシュに区切り、各メッシュの中心点の測定結果の比から算出したもの。

出典：原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」等に基づき復興庁作成

避難指示区域に係る経緯

③避難者数・避難指示解除の状況

【避難者の状況】(2021年4月時点)

東日本大震災による福島県全体の避難者
約3.5万人

※ピーク時(2012年5月)は約16.5万人

避難指示区域からの避難対象者
約2.2万人

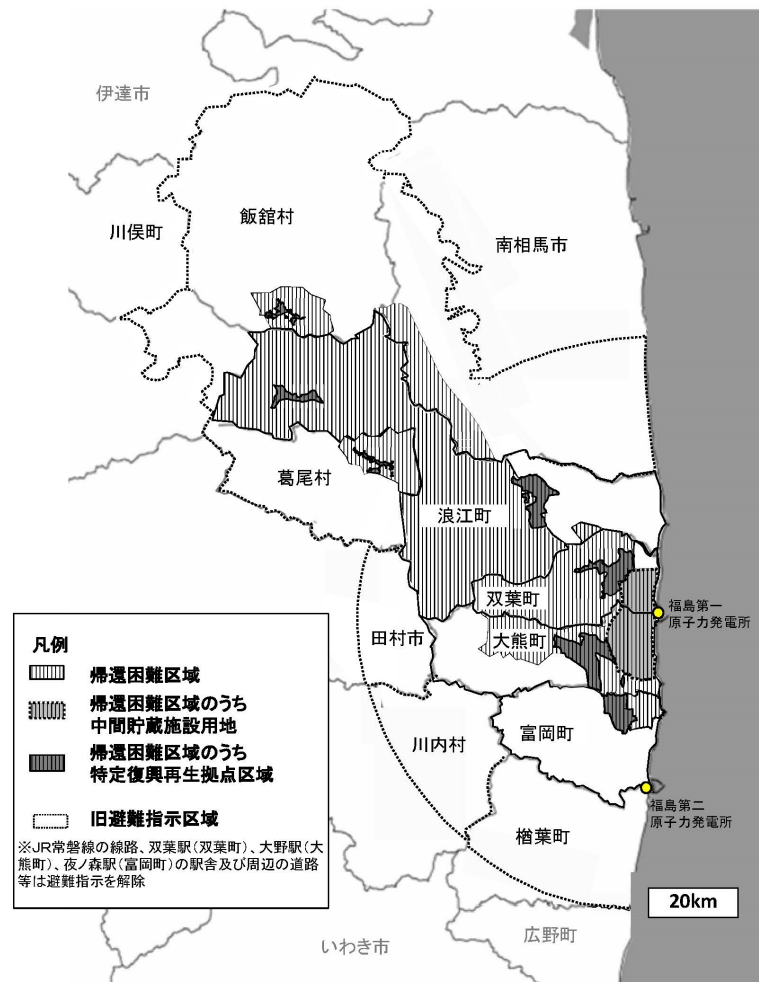
〔6町村の帰還困難区域〕

※避難指示区域設定時(2013年8月)は約8.1万人

【最近の避難指示解除の状況】

(1) 田村市: 2014年4月1日 避難指示解除準備区域を解除
(2) 楡葉町: 2015年9月5日 避難指示解除準備区域を解除
(3) 葛尾村: 2016年6月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 川内村: 2016年6月14日 避難指示解除準備区域を解除 (2014年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し) 南相馬市: 2016年7月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(4) 飯館村: 2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(5) 川俣町: 2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(6) 浪江町: 2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 富岡町: 2017年4月1日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(7) 大熊町: 2019年4月10日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(8) 双葉町: 2020年3月4日 特定復興再生拠点区域の一部解除、 避難指示解除準備区域を解除
(9) 大熊町: 2020年3月5日 特定復興再生拠点区域の一部解除
(10) 富岡町: 2020年3月10日 特定復興再生拠点区域の一部解除

避難指示区域の概念図(2020年3月10日時点)



(備考) ・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1774報:2021年3月5日)による。
・避難指示区域からの避難者数は、市町村から聞き取った情報(平成29年4月1日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チームが集計
※区域外及び旧避難指示区域の人数は、住民登録数であり避難者数ではない。

○避難指示解除の3要件(原子力災害対策本部決定 2011年12月)

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実であること
- ②日常生活に必須なインフラ(電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など)や生活関連サービス(医療、介護、郵便など)が概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との協議

○避難指示の解除=復興の本格化

「檜葉町住民懇談会資料」(2015年6月)抜粋

- 避難指示は、ふるさとに「戻りたい」と考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的な避難を強いる措置です。この結果、住民の方々には、長期にわたり不自由な避難生活を強いているのが現状です。
- 避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものです。
- ただし、帰還するかしないかは、当然のことながら、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって帰還を強制されるものではありません。
- また、避難指示が解除されても、国による様々な支援策が終了するわけではありません。国としては、避難指示の解除後も、政府一丸となって、檜葉町の復興に向けた施策をしっかりと展開してまいります。

避難指示解除地域における生活環境整備

避難指示解除地域における生活環境整備

①生活環境整備の最近の状況

医療・介護・福祉

- 2018年4月 南相馬市 「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
- 2018年4月 富岡町 24時間体制で地域の中核的な医療を担う「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
- 2020年4月 大熊町 「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設
- 2021年2月 大熊町診療所 開所

ふたば医療センター



住まい

- 復興公営住宅：計画戸数4,890戸うち4,767戸完成
- 帰還者向け災害公営住宅：計画戸数455戸うち423戸完成



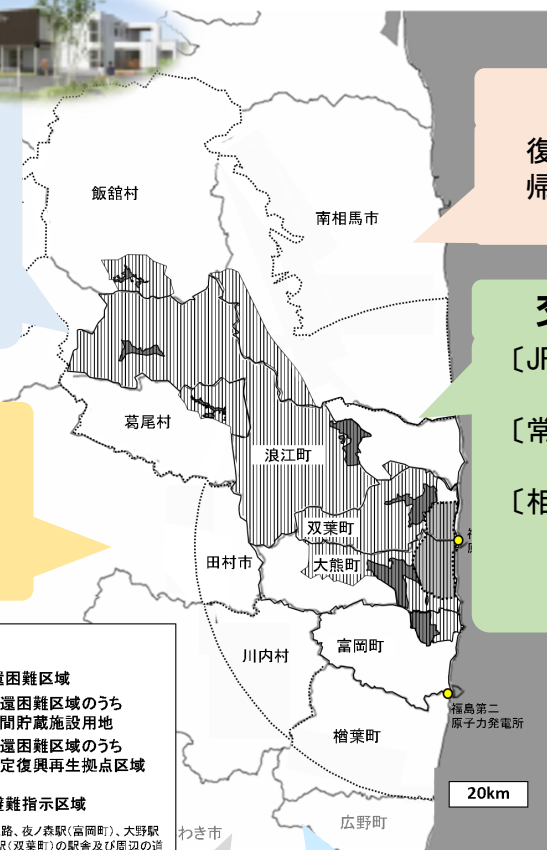
県営復興公営住宅「日和田団地」

交通機関等

- 〔JR常磐線〕
2020年3月 全線開通、Jヴィレッジ駅常設化
- 〔常磐自動車道〕
2020年3月 「常磐双葉IC」開通
- 〔相馬福島道路〕
2019年12月 「相馬IC～相馬山上JCT」開通
2020年8月 「伊達桑折IC～桑折JCT」開通
2021年4月 全線開通

教育

- 小中学校再開：10市町村再開済
- 新規開校等：
 - 2019年4月 「ふたば未来学園中学校」開校
 - 2020年4月 「いいたて希望の里学園」開校
 - 2021年4月 「川内小中学園」開校



凡例

	帰還困難区域
	帰還困難区域のうち 中間貯蔵施設用地
	帰還困難区域のうち 特定復興再生拠点区域
	旧避難指示区域

※JR常磐線の線路、夜ノ森駅(富岡町)、大野駅(大熊町)、双葉駅(双葉町)の駅舎及び周辺の道路等は避難指示解除済み

田ノ入工業団地
手前：リセラ
奥：大橋機産



働く場

- 2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
- 2019年10月 楡葉町 楡葉北産業団地
「株式会社エヌビーエス」工場稼働開始
- 2020年3月 富岡町 富岡産業団地 一部供用開始
- 2021年5月 川内村 田ノ入工業団地 「大橋機産」稼働開始

買い物

- 2019年6月 南相馬市「ダイユーエイト小高」開業
- 2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業
- 2020年2月 南相馬市「ヨークベニマル原町店」開業
- 2020年8月 浪江町 道の駅「なみえ」開業（今年3月全面開業）
- 2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業



Jヴィレッジ駅開業式

道の駅「なみえ」

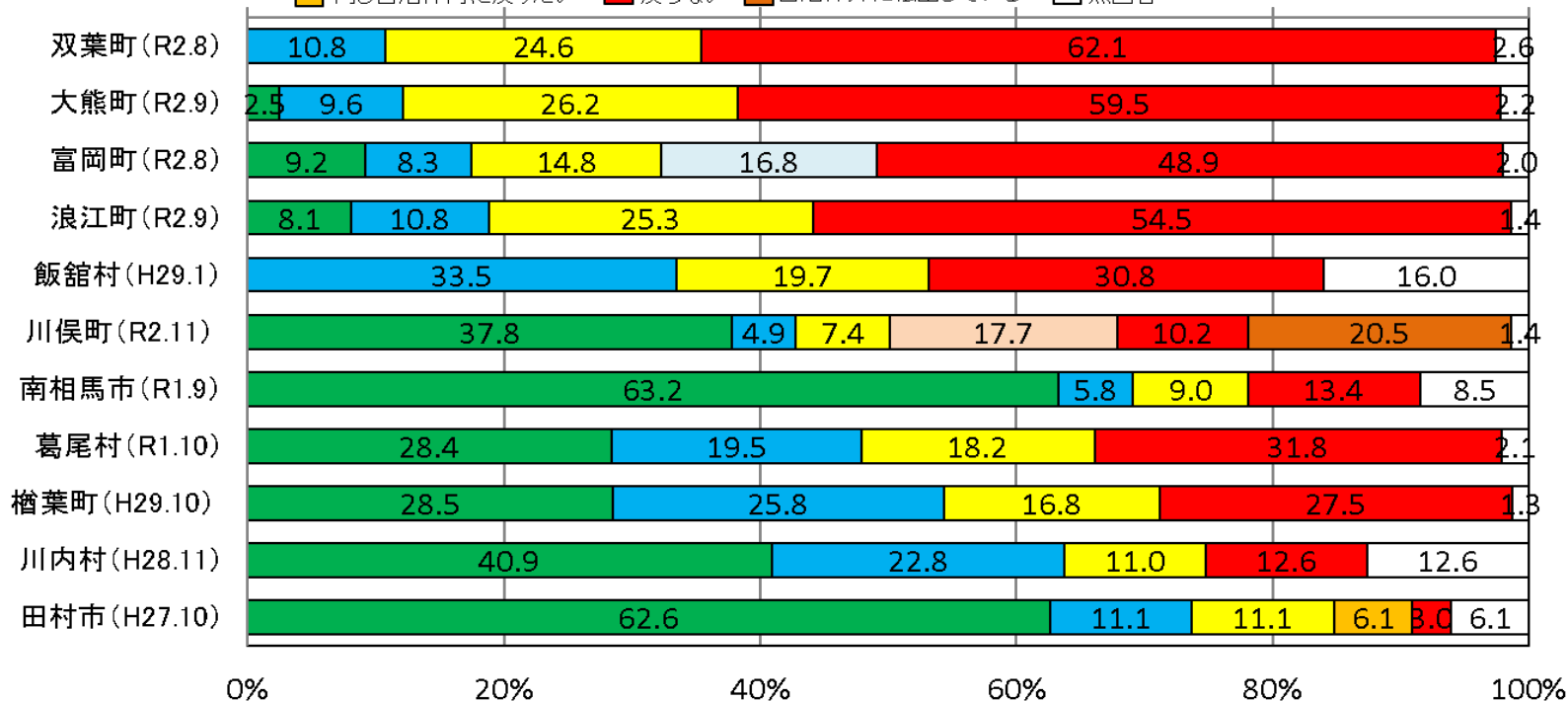


避難指示解除地域における生活環境整備

②原子力被災自治体における住民意向調査(帰還意向等の把握)

- 避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、さらには長期避難者等に対する支援等の具体化を進めるための基礎資料として、避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するため、2012年度から継続して実施。
- 福島県内の11市町村※のうち、本調査の実施を希望する市町村に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。
※令和2年度は、双葉町・大熊町・富岡町・浪江町・川俣町で実施。

【凡例】
■ 戻っている ■ 戻りたい ■ まだ判断がつかない ■ 同じ自治体内の他地区に転居している ■ 戻りたいが戻れない
■ 同じ自治体内に戻りたい ■ 戻らない ■ 自治体外に転出している ■ 無回答



※「令和2年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果(概要)」(令和3年2月19日復興庁公表)を基に作成。(南相馬市・葛尾村は令和元年度、楡葉町は平成29年度、飯館村・川内村は平成28年度、田村市は平成27年度の結果を使用。)

※()内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

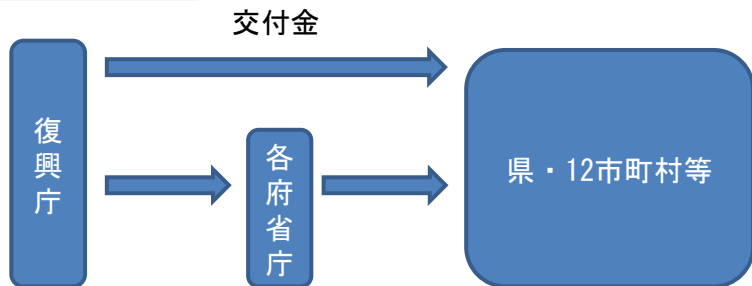
事業概要・目的

- 「復興基本方針」(抄)
帰還環境の整備に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を進める。
- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応及び新たな住民の移住・定住の促進の施策等を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、早期帰還のための生活環境向上や町内の生活拠点の整備及び、新たな住民の移住・定住の促進等に資する施策を一括して支援することにより、福島の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1)対象区域

避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

(2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○被災12市町村への早期帰還・移住・定住等の促進、地域の再生加速化 <ul style="list-style-type: none"> ・生活拠点等の整備(特定復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等) ・放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ・宮農・商工業再開に向けた環境整備、農地・農業用施設、産業団地の整備等) ・新たな住民の移住・定住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 <ul style="list-style-type: none"> ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等) ・復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)
福島定住等緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等) ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリーダーの養成等) ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	<ul style="list-style-type: none"> ○福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点(アーカイブ拠点)に対する支援
既存ストック活用まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ○既存ストック(空き地・空き家等)を活用した被災12市町村のまちづくり支援 ○既存ストックの実態把握・対策検討・所有者探索 ○既存ストックの有効活用による公的施設等の整備
浜通り地域等産業発展環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

⑤移住・定住促進事業の全体像

○ 全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、地域の魅力や創意工夫による、移住者等
を呼び込むための戦略が重要。

⇒①12市町村自ら**移住施策の創意工夫**、②ふくしま12市町村移住支援センターを通じた**広域的な取組への対応**、③改善活動を通じ12市町村が**広域的に連携する仕組み**を進めるとともに、④移住関
心層への直接の後押しとして、個人支援金を給付。

①各自治体の取組

魅力的な地域づくりに向けた**創意工夫による各自治体の自主的な取組**の推進
(交付金事業による自治体支援※)

②広域的な取組

県が交付金を活用し、イノベ機構に**ふくしま12市町村移住支援センターを設置(富岡町)※**

- ・マーケティングや情報発信等の共通課題に対する**広域的取組**
- ・12市町村に対する**伴走支援**

③学習・改善と連携

福島移住促進実行会議(合同チーム)を発足させ、移住施策の関係者が**協調・連携**するとともに、**成果を共有・蓄積**し、互いに学び合い、**施策を改善していく仕組み**を構築

<構成機関> 復興庁、福島県、12市町村、移住支援センター、経産省、農水省、福島労働局、相双機構、イノベ機構

④個人支援金

福島県は12市町村への移住等に関心のある個人を直接後押しするため、**移住支援金・起業支援金**を給付※

※ 福島再生加速化交付金により措置

避難指示解除地域における生活環境整備

⑦福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例

【令和3年度予算 91億円】
【令和2年度予算 94億円】

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
 - 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域等への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施
- ※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

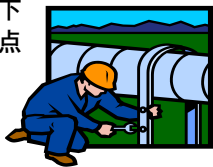
主な事業例（国が全額支援）

①生活環境の改善のための取組

★ 公共施設・公益的施設の機能回復

・ 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



・ 公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



・ 公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

②避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・ 村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

・ 市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

③直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等の

★ 避難区域等の荒廃抑制・保全対策

・ 除草

火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



・ 防犯パトロール、防犯カメラ

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロール・カメラを措置。



★ 住民の一時帰宅支援

・ 一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元を結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など

避難指示解除地域における生活環境整備

⑧福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言 (平成27年7月30日策定、令和3年3月8日改定)

【平成27年提言策定】

平成27年、被災者が今後の見通しを得る一助とすべく、復興大臣の下に「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を設置し、目指すべき30-40年後の地域の姿を示す提言「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」を策定した。その際進捗を管理する観点から、中期的な目標年として令和2年(2020年)を設定し、具体的な課題と取組を提示した。これに基づき「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を毎年開催し、本提言のフォローアップを行ってきた。

【令和3年提言改定趣旨】

中期的な目標年である令和2年(2020年)を迎え、これまでの復興の進捗や福島特措法の改正等を鑑み、更なる重点的な施策の実施と加速化が必要なことから、令和3年3月に本提言を見直した。見直しに当たっては、本提言の実現に向けた具体的な課題と取組は、福島県作成の福島復興再生計画に継承されることとなった。

【令和3年提言】

本提言では、移住・定住促進、交流・関係人口の拡大等の視点を盛り込むとともに、取り組むべき施策の選択と集中の観点から、「国内で選ばれる地域となるために努力すべき領域」として4分野「生活環境や産業・生業の再生」、「新産業の創出と集積」、「特色を持つ人材育成」、「復興に関する知見の体系化と活用」を提示した。

【福島12市町村の将来像に関する有識者検討会 委員】

(令和3年3月)

- ◎ 大西 隆 東京大学・豊橋技術科学大学名誉教授
(都市工学。豊橋技術科学大学学長、日本学術会議会長、東日本大震災復興構想会議委員歴任)
 - 家田 仁 政策研究大学院大学教授、東京大学名誉教授
 - 内堀 雅雄 福島県知事
 - 大山 健太郎 アイリスオーヤマ(株)代表取締役会長
 - 高島 宏平 オイシックス・ラ・大地(株)代表取締役社長
 - 中村 良平 岡山大学大学院社会文化科学研究科(経済学系)特任教授
 - 松永 桂子 大阪市立大学大学院経営学研究科准教授
 - 山名 元 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長
- (◎:座長、○:座長代理)

※関連予算として、本提言実現のための調査事業(約1.2億円 令和3年度)がある

＜福島12市町村の

復興・再生に関する懇談会(仮称)＞

福島12市町村将来像に関する有識者検討会は令和2年度で終了。国及び県が12市町村からそれぞれの復興の実情を伺っていく場として、国、県の合同事務局の下、新たに「福島12市町村の復興・再生に関する懇談会(仮称)」を設置予定。(現在、福島県・12市町村と調整中)

(1)メンバー案:

国 : 復興大臣、復興副大臣

県 : 福島県知事

市町村: 12市町村の首長

(2)開催頻度・時期: 年1回、今年度は10月下旬~11月

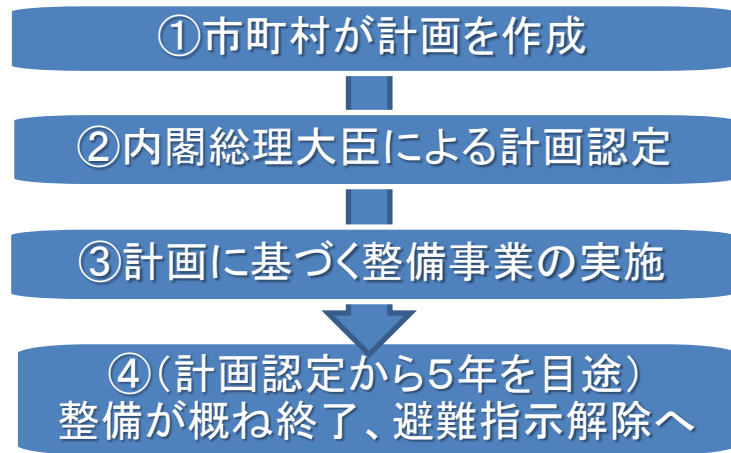
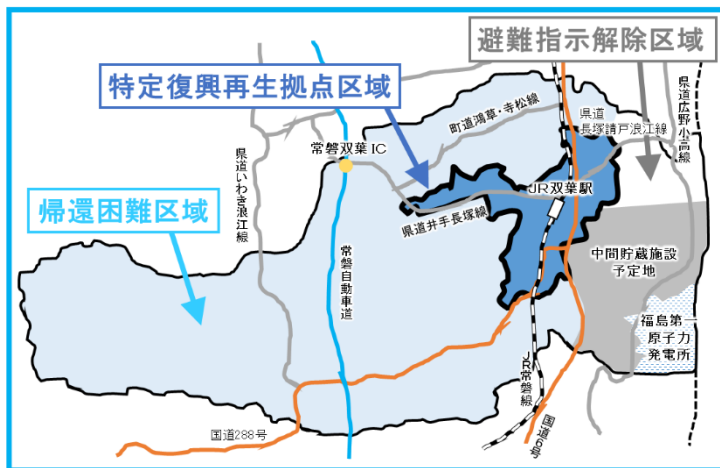
帰還困難区域の復興・再生

帰還困難区域の復興・再生

① 特定復興再生拠点区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正(2017年5月)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例(双葉町)】



■ 計画の認定基準

項目	内容
区域の条件に該当	<ul style="list-style-type: none"> ・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・地形や従前の集落の状況等から帰還する住民の生活や地域経済の再建等の拠点となる区域として適切 ・既存の公共施設等の立地等を踏まえ、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標(例:帰還者数)が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

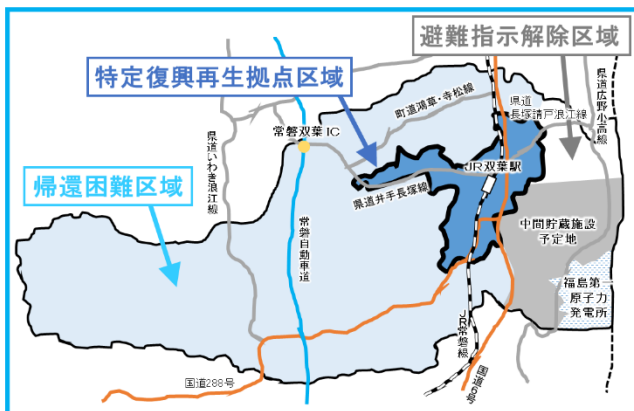
■ 計画認定の効果

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆ 帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

- 6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 2022年春頃（双葉町、大熊町、葛尾村）、2023年春頃（富岡町、浪江町、飯舘村）の避難指示解除を目指し、除染、インフラ整備等を推進。

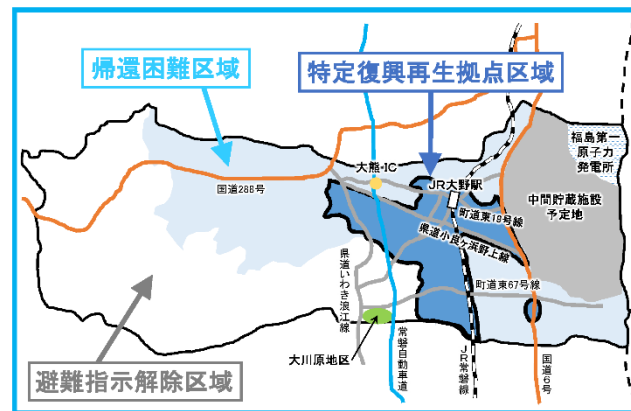
認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・区域面積：約555ha ・居住人口目標：約2,000人
- ・避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線双葉駅周辺の一部区域を解除)

大熊町（2017年11月10日認定）

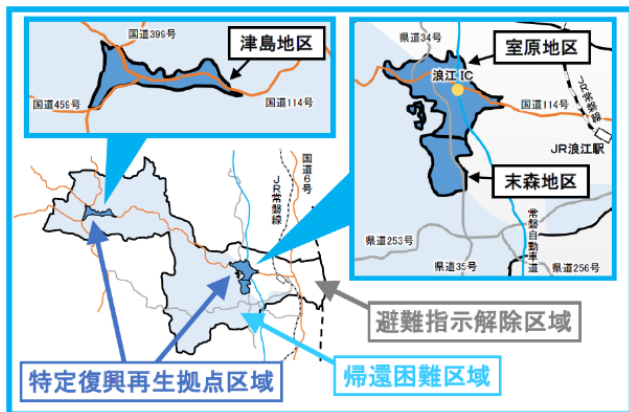


- ・区域面積：約860ha ・居住人口目標：約2,600人
- ・避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線大野駅周辺等の一部区域を解除)

帰還困難区域の復興・再生

②特定復興再生拠点区域の整備

浪江町（2017年12月22日認定）



- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：2023年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

富岡町（2018年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除)

飯舘村（2018年4月20日認定）



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：2023年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

葛尾村（2018年5月11日認定）



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：2022年春

(参考) 特定復興再生拠点区域の整備状況 (2021年4月1日時点)

特定復興再生拠点区域における主な事業の進捗状況		
双葉町 2017.9.15認定	避難指示解除	○JR常磐線双葉駅周辺の一部区域：2020.3.4解除
	解体・除染	○解体：810件解体済、除染：約70%終了
	施設整備等	○常磐自動車道常磐双葉インターチェンジ：2020.3.7開通 ○JR常磐線双葉駅：2020.3.14開業 ○双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 2018.3.30都市計画決定、2018.7.31一部事業認可、2019.10.1着工
大熊町 2017.11.10認定	避難指示解除	○JR常磐線大野駅周辺等の一部区域：2020.3.5解除
	解体・除染	○解体：1,021件解体済、除染：約70%終了
	施設整備等	○常磐自動車道大熊インターチェンジ：2019.3.31開通
浪江町 2017.12.22認定	解体・除染	○解体：247件解体済、除染：約69%終了
富岡町 2018.3.9認定	避難指示解除	○JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域：2020.3.10解除
	解体・除染	○解体：646件解体済、除染：約70%終了
	施設整備等	○JR常磐線夜ノ森駅：2020.3.14開業
飯館村 2018.4.20認定	解体・除染	○解体：89件解体済、除染：約82%終了
	施設整備等	○環境再生事業：除去土壌再生利用技術等実証事業実施中
葛尾村 2018.5.11認定	解体・除染	○解体：47件解体済、除染：概ね終了

※解体は2021年2月末時点、除染は2020年12月末時点の実施数量

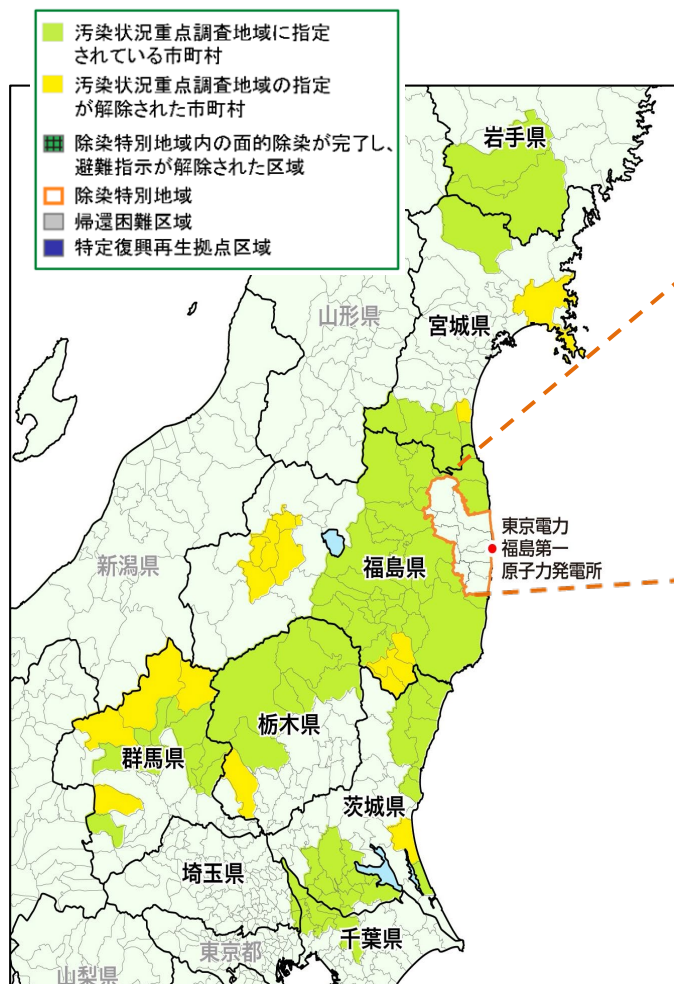
除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況

除染の及び中間貯蔵施設の整備状況

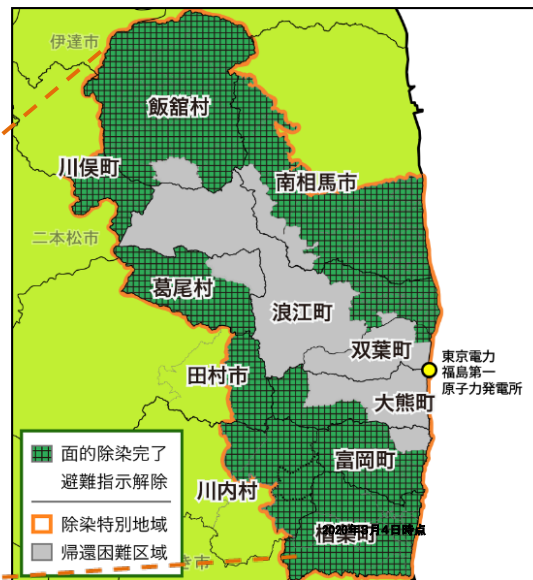
①除染の進捗状況

○ 平成30年3月19日までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了。
(帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染を実施中。)

<汚染状況重点調査地域(市町村除染)>



<除染特別地域(国直轄除染)>



→2017年3月に
面的除染完了

	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域 (93)	除染特別地域 (11)
福島県内	43※	36	11
福島県外(7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方がある

②中間貯蔵施設について

中間貯蔵施設とは

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要



中間貯蔵施設の面積等

- 面積 約1,600ha(大熊町:1,100ha、双葉町:500ha) うち、公有地 約330ha
- 福島県内の除去土壌等の輸送対象物量は、約1,400万 m^3 と推計(2019.10時点)

事業の進捗状況

- (用地) 地権者数2,360人(登記記録ベース)契約済み約1,245ha
(予定地全体の約77.8%(契約実績1,830人)) (2021.5月末時点)
- (施設) 2020年3月に、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始
- (輸送) 輸送開始(2015年3月)から累計で約1,094万 m^3 を輸送し、52市町村のうち33市町村からの搬出を完了(2021.5末時点)



2021年度の中間貯蔵施設事業の方針(環境省・2020年12月11日公表)

- 安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する。
- 年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進める。

産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

①福島イノベーション・コースト構想

- 平成26(2014)年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。
- 平成29(2017)年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 令和元年12月、復興庁、経産省、福島県が産業発展の青写真をとりまとめ、これを受け、同法に基づく「重点推進計画を変更（翌年5月総理大臣認定）。同月の同法改正では、イノベ構想の推進を軸とした、産業集積の促進のための規定（イノベ税制、イノベ機構への国職員派遣規定、実証の相談援助規定）を設けた。
- 重点分野で、技術開発を通じた新産業創出等を支援。福島ロボットテストフィールドが令和2年3月末に全面開所。世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設においても同月に水素の製造を開始。
- 福島県運営の東日本大震災・原子力災害伝承館が令和2年9月開館。入館者が約5万人超。（令和3年5月時点）
- 令和2年9月には、福島ロボットテストフィールドでのドローンの研究開発が行いやすくなる、ドローン飛行の際の許可・承認に関する手続きの見直しが行われるなど、実証フィールドとしての環境整備も進展。
- 本構想をさらに発展させるため、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点の新設に向けて令和2年12月にその基本的な方針を策定。令和3年度に本拠点に関する基本構想を策定。

重点6分野の取り組み

廃炉

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）
- 模擬試験施設等を活用した機器・装置開発、実証試験



楡葉遠隔技術開発センター

ロボット

- 福島ロボットテストフィールド（世界に類をみない一大研究開発拠点）の整備
- World Robot Summitの一部競技を開催(2021年度で調整中)



福島ロボットテストフィールドドローンの試験飛行（南相馬市、浪江町）

エネルギー

- 再生可能エネルギー等の新たなエネルギー関連産業創出
- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



（出典）東芝エネルギーシステムズ(株)
福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）（浪江町）

農林水産

- 先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践
- 農林水産分野における先端技術の開発・実用化の推進



生産性向上の取組（無人走行トラクター）



ワンダーファームのトマト栽培

医療関連

航空宇宙

…令和2年5月に重点分野に追加

3つの柱を軸に自立的・持続的な産業発展へ

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

2021年3月現在

2 ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールド
(南相馬市原町区、浪江町)

2018年度 通信塔、試験用プラント開所
2019年4月 南相馬滑走路、ヘリポート開所
9月 研究棟開所
2020年3月 全面開所



福島ロボットテストフィールド

研究棟



日本郵便による美証実験



南相馬滑走路

4 農林水産

- ① 浜地域農業再生研究センター (南相馬市)
- ② 浜地域研究所 (相馬市)

③ 環境制御型施設園芸の導入推進
(大熊町、南相馬市、川内村、いわき市等)



いわき市の
トマト栽培



大熊町の
いちご栽培

④ 花き等の新たな生産振興
(葛尾村、川俣町、浪江町 等)



葛尾村の
胡蝶蘭栽培



川俣町の
アンズリウム栽培



浪江町の
トルコギキョウ栽培

- ⑤ 水産海洋研究センター (いわき市)
- ⑥ 水産資源研究所 (相馬市)



1 廃炉

JAEA関連施設

- ① 楡葉遠隔技術開発センター (楡葉町)
- ② 廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町)
- ③ 大熊分析・研究センター (大熊町)



楡葉遠隔技術開発センター



廃炉国際共同研究センター
国際共同研究棟



大熊分析・研究センター
施設管理棟

④ 福島廃炉技術者研修センター (大熊町)

⑤ 環境放射線センター
(南相馬市原町区)

3 エネルギー・環境リサイクル

① 福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R)
(浪江町)



福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)
※東芝エネルギーシステムズ(株)資料

② 再生可能エネルギー導入促進
(風力発電、太陽光発電等)



万葉の里風力発電所 (南相馬市)

③ スマートコミュニティの構築
(新地町、相馬市、浪江町、楡葉町、葛尾村)

④ 石炭ガス化複合発電 (IGCC) プロジェクト
(広野町、いわき市)



東京電力/福島IGCCプロジェクト

新地町、相馬市、浪江町、楡葉町、葛尾村で
2020年までに構築が完了

情報発信

① 東日本大震災・原子力災害伝承館
(双葉町)

2020年9月 開所



東日本大震災・原子力
災害伝承館

【凡例】

● 廃炉 ● ロボット ● エネルギー ● 農林水産

②国際教育研究拠点の整備について [令和2年12月18日復興推進会議決定]

国際教育研究拠点設置の趣旨

福島復興再生特別措置法に位置づけられた福島イノベーション・コースト構想の規定を踏まえ、福島の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードするため、以下の実現を図る観点から、「**創造的復興の中核拠点**」として、**国際教育研究拠点を新設**する。

- ① 国内外の英知を結集して、福島の**創造的復興に不可欠な研究及び人材育成**を行う。
- ② 発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を**世界に発信・共有**する。
- ③ ①②から得られる知を基に、**日本の産業競争力の強化**や、日本・世界に共通する課題解決に資する**イノベーションの創出**を目指す。

新拠点の全体像

機能

既に立地している**研究施設等との一体的な運用**を図りながら、**自ら以下の研究開発機能と人材育成機能を有する。**

(1) 研究開発機能

- 基礎研究も対象としつつ、これまでの**分野縦割りの研究では解決が困難であった課題**に対して、新たに、**技術・手法等を学際的に融合**させて取り組み、**社会実装・産業化**を実現し、**産業構造・社会システムの転換**に繋げる。
- 研究分野は、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信、を想定。**政府全体の科学技術・イノベーション政策との整合等**を図りつつ更に具体化。

(2) 人材育成機能

- **大学院生等**（連携大学院制度の活用）、**小中高校生等**（高等教育につながる連続的な人材育成体制の構築）、**地元企業等**（共同研究）を対象とする人材育成を推進。他の研究機関等と連携して、**研究開発・実証を担う人材**を集積・育成。

組織形態等

- **国が責任を持って新法人を設置**し、その形態は国立研究開発法人を軸に検討。
- **関係省庁が参画**する体制の下で、新拠点の研究内容等を具体化した上で、既存施設との整理等を行い、**令和3年秋までに新法人の形態を決定**。

研究環境の整備等

- **実証フィールド**を最大限活用。
- 他の地域では出来ない実証を可能とするための**規制改革を推進**。
- **データ重視**の研究を推進（**DX**に対応した体制構築を含む）。
- **若手や女性研究者**が活躍しやすい魅力ある研究環境、人材育成体制等を整備。
- 民間企業等からの**積極的な投資促進**。
- **多様な機関と密接に連携**するための組織等を構築。
- **まちづくり及びそれと連動した研究環境**の整備を推進。

新拠点の立地・今後の工程

- 既存施設との連携等を踏まえつつ、地元自治体の意見等を尊重して、避難指示が出ていた地域を基本として選定。
- **令和3年度に、新拠点に関する基本構想**を策定。

③福島相双復興官民合同チーム

- 原子力災害による**被災事業者の自立支援**を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「**福島相双復興官民合同チーム**」を創設。
- チーム員は総勢283人（このうち国の職員は48人。2021年5月1日時点）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,500の商工業者及び約2,200の農業者を**個別訪問**する（2021年5月1日時点）など、**個々の事情に応じたきめ細かな支援**を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。

チーム長
(相双機構理事長)

北村 清士（株式会社東邦銀行 取締役会長）

体制

<福島相双復興官民合同チーム>

公益社団法人
福島相双復興推進機構

総務調整グループ

事業者支援グループ

水産販路等支援PT

営農再開グループ

産業創出グループ

広域まちづくりグループ

福島支部

南相馬支部

浪江事務所

いわき支部

富岡事務所

東京支部

福島県
(農林水産部)

原子力災害対策本部
(農林水産省)

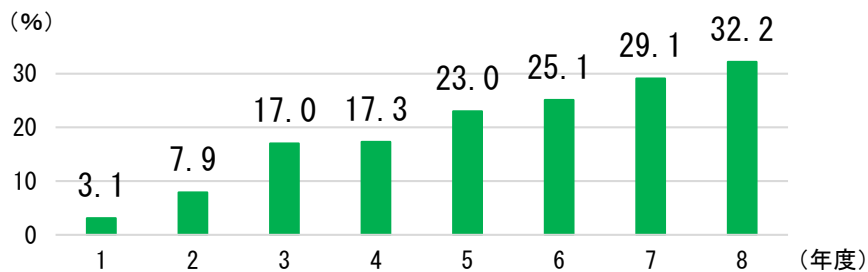
(独)中小企業
基盤整備機構

産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

④福島県の農林水産業の再生について

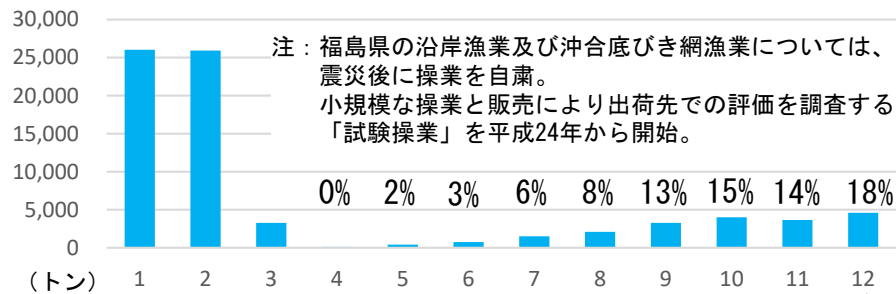
- 農業分野：インフラ復旧、機械・施設整備など営農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援してきたが、12市町村の営農再開面積は3割にとどまる。これまでの取組に加え、営農再開の加速化に向け、大規模で労働生産性の著しく高い農業経営が実現されるよう、福島特措法の改正等による農地の利用集積や6次産業化施設の整備の促進、広域的な高付加価値生産を展開する産地の創出を図るほか、ICT等先端技術を活用したスマート農業の推進等に取り組む。
- 森林・林業分野：放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策(ふくしま森林再生事業)を平成25年度から実施。原木林や特用林産物の産地再生に向けた取組の推進に加え、木材製品等の安全証明体制構築、バーク(樹皮)の滞留対策や有効利用を推進する等、森林・林業の再生に引き続き取り組む。
- 水産業分野：漁港の大部分は復旧が完了したものの、平成24年から試験操業を実施しており、水揚げは回復基調にあるものの低調。周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大など本格的な操業再開に向けた支援を実施。また、水産加工業について、販路の回復・開拓等の取組に対し引き続き支援を実施。

○被災12市町村の営農再開面積の割合



注：2011年12月末時点における営農休止面積に対する割合
出典：農林水産省「福島県営農再開支援事業 令和元年度事業実績報告書」

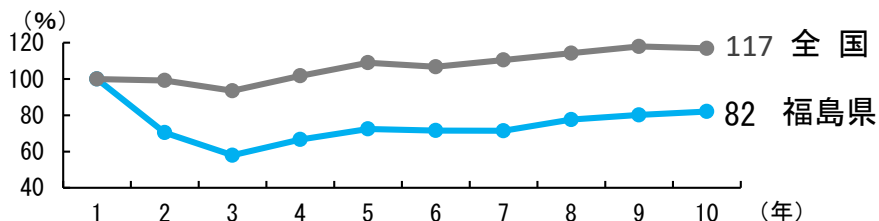
○試験操業における漁獲量



注：福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については、震災後に操業を自粛。小規模な操業と販売により出荷先での評価を調査する「試験操業」を平成24年から開始。

注：各年の割合は、2010年に対する漁獲量の割合
出典：福島県海面漁業漁獲高統計

○林業産出額（2010年比）



出典：林野庁「林業産出額」

○水産加工品の売上げが震災前の8割以上に回復している事業者の割合

全体(6県)	49% (17%)
福島県	21% (12%)

注1：()内は、売上げが震災前以上になった事業者の割合

注2：「全体」は、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、千葉県を合わせた割合

出典：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第3回）」

産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

⑤里山再生事業について

- 2016年3月に復興庁・農水省・環境省で取りまとめた「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、日常的に人が立ち入る里山の再生に向けた取組として「里山再生モデル事業」を実施。
- 2020年1月にモデル事業の中間とりまとめを行い、2020年度以降も「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を実施することとした。里山再生事業の詳細は、以下のとおり。

目的

住民の安全・安心の確保に資する取組を当該里山の様態に合わせ組み合わせることで、住民が安心して利用できるような環境づくりを推進。

対象

対象となる里山

住民が身近に利用してきた住居周辺の里山
(森林公園・遊歩道・キャンプ場等)



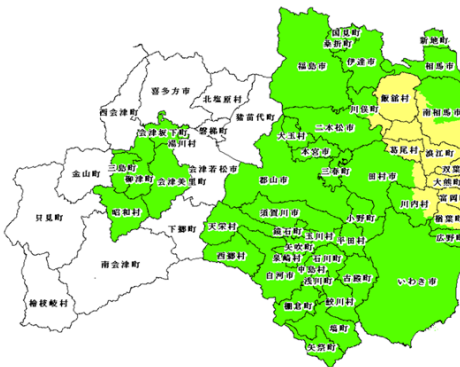
例：キャンプ場



例：遊歩道

対象地域

避難指示区域及び汚染状況重点調査地域（解除済み含む）のある福島県内の市町村



事業内容

以下の3つの構成事業のうち、市町村の要望に応じ、2又は3事業を組み合わせる。

除 染

- 人が日常的に立ち入る場所で、堆積物除去や残渣除去等の除染を実施。

例：残渣除去の様子



森林整備

- 間伐などの森林整備と丸太筋工の設置等の放射性物質対策を実施

例：丸太筋工



線量測定

- 住民の利用形態を想定した遊歩道等の空間線量率の測定や個人被ばく線量の測定等を実施

例：歩行サーベイ



その他

- 個々の事業地の実施期間は、概ね3年間とする。

風評被害対策

風評被害対策

①「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」

- 福島においては、科学的根拠に基づかない風評やいわれのない偏見・差別が今なお残っている。
- 復興大臣の下、関係府省庁からなる「**原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下、タスクフォース）**」を開催（2013年3月～）。
- 2017年12月開催のタスクフォースにおいて、**より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針**として、「**風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略**」を決定・公表。
- この戦略の下、「**知ってもらう**」、「**食べてもらう**」、「**来てもらう**」の3つの視点から、関係府省庁において**工夫を凝らした情報発信**を実施するとともに、タスクフォースにおいて継続的に**フォローアップ**する。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等について**シンプルかつ重要な順に明示**。

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用 等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信 等

I 知ってもらう

(1) 効果的な情報発信

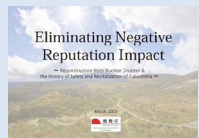
インターネット、テレビ、ラジオ、SNS等さまざまなメディアの活用により効果的な情報発信を実施

- **WEBサイト**
 - 「タブレット先生の福島の今」
 - ◆クイズ
 - ◆マンガ
 - ◆現地レポート
 - ◆各種パンフレット
- **SNS**
- TVCM
- ラジオ番組「Hand in Hand」
- CSテレビ番組「福島スタートライン」
- 海外向けテレビ番組「マイホームタウン、福島」、「Magical」

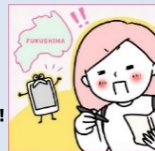


WEBサイト

マンガ「ママが行く！福島ツアー」



パンフ「風評の払拭に向けて」(日・英・韓・簡体・繁体)



(2) 「放射線副読本」の普及

全国の小・中・高等学校等に配布。放射線に関する教職員セミナーや出前授業の実施等を通じて活用を促進。フォローアップ調査を行い、R2年3月に結果を公表



(3) 被災地の不安払拭に向けた取組

放射線相談員等と専門家やその他支援機関との連携強化に向け、放射線相談員や自治体・県・国が参画する「相談員合同ワークショップ」を開催（2017.12から5回開催）

II 食べてもらう

(1) 食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準

世界で最も厳しい水準である基準のもと、検査により基準値を超えたものについては、市場に流通しないよう措置

→ 例えば、福島産米については2015年産以降すべて基準値以内

(2) 福島県産品の利用・販売促進等

福島県産農産物等流通実態調査結果に基づき、小売業者、卸売業者、生産者団体への指導、助言等に関する通知を发出（2020.4）

(3) 輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ

- 首脳・閣僚等ハイレベル、在外公館等からの申し入れ
 - 「復興五輪」海外発信プロジェクト（在京大使館への情報発信）
 - 海外メディアによる被災地取材
- 輸入規制措置を講じた54か国・地域のうち、計40か国・地域が規制を撤廃、14か国・地域が規制を緩和

III 来ってもらう

(1) 海外からの旅行者の回復に向けた施策

東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施（海外の著名人等を招請し、グローバルメディアやSNS等で東北の魅力を発信 等）

→ 震災前と比較して、福島県の外国人延べ宿泊者数は、2倍以上増加（ただし、東北6県では3倍以上増加）

(2) 福島県への教育旅行の回復に向けた施策

- 小・中及び高等学校のPTA関係者が集まる全国大会に復興大臣等が参加し、福島県の教育旅行回復や正しい放射線知識の理解促進に向けた情報発信を実施(2017.8～)
- 復興庁、観光庁からの協力依頼を受け、文部科学省から全国の教育委員会教育長、知事に対して、福島県への修学旅行等の実施に関する通知を发出(2019.3)

→ 震災前と比較して、福島県への教育旅行を行う学校数は9割まで回復、延べ宿泊者数は7割まで回復

＜今後の方向性＞

① 発信の工夫、効果的な情報発信

- ・「届ける」情報発信
 - 分かりやすい動画を用いたプッシュ型広告等を最大限に活用
- ・意識変容・行動変容に結び付ける工夫
 - 福島県産品は安全であるという意識変容や、福島県産品を実際に購入するという行動変容に結び付けられるような工夫

② 自治体と連携した交付金の活用推進

新たな交付金(10億円)の活用を推進

③ 海外への発信の強化

外国人向けポータルサイト「Fukushima Updates」を充実

④ 水産業の取組に関する情報発信

水産業の本格操業に向けた取り組みや安全性等に関する情報発信を強化

③メディアミックスによる情報発信の取組

概要

今なお続く風評の払拭に向け、

- ① 福島^{の復興}の現状等を「知ってもらう」、
- ② 福島県産品を「食べてもらう」、
- ③ 福島県に「来てもらう」

の3つの観点から、**テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等を活用した情報発信**を実施。

主な取組

(1) 専用WEBサイト

- ・復興庁WEBサイト「タブレット先生の福島の今」を開催し、放射線について学べるWEB動画、放射線クイズ、各種レポート等、ビジュアルでわかりやすいコンテンツを充実。



(2) ラジオ番組 「Hand in Hand」

- ・TOKYO FMで福島の風評払拭に向けた番組を放送。大都市圏（札幌・仙台・大阪・愛知・広島・福岡）や福島でも放送。



(3) マンガ

- ・福島の今や、放射線の正しい知識を伝えるマンガ3作品を公開。（うち2作品については、英・中（繁・簡）・韓）版も作成。）

(4) 海外に向けたTV番組の放送

- ・「水」をテーマに源流から海へたどりながら、美味しい水から造られる福島名産の日本酒や農産物、温泉等の魅力を紹介。併せて、検査の状況や被災から復興していく様子を紹介。

(5) YouTube動画「おいしい福島」

- ・福島県産農産物等の魅力と安全性について、分かりやすく、楽しく観られる動画をYouTubeで配信。



(6) 外国人向けポータルサイト

- ・外国人の不安・疑問を解消することを主目的にした外国人向けポータルサイトによる情報発信。

風評被害対策

④「おいしい福島」～動画による福島県産農産物等の魅力と安全性の発信～

- 福島県が生産・販売に力点を置く農産物等を中心に、その魅力と安全性を短く、分かりやすく、かつ楽しく観られる動画を制作、YouTubeで配信。
- 動画を観て福島県産農産物等に魅力を感じた消費者がすぐに購買行動に移すことができるよう、復興庁サイト「タブレット先生の『福島の今』」の特設ページに福島県運営のインターネット通販サイト「ふくしまプライド便」へのリンクも設置。

概要

ポイント1：インフルエンサーの活用

[第1弾] リュウジさん (料理研究者)



YouTube
チャンネル登録者数 145万人



農家訪問編



料理編

[第2弾] フォーリンデブはっしーさん (グルメエンターティナー)



Instagram
フォロワー数 26.6万人



農家訪問編



料理編

[第3弾] ロバート馬場さん (吉本芸人)



YouTube
チャンネル登録者数 25.5万人



農家訪問編



料理編

プッシュ型動画広告も活用 第1弾～第4弾合計で235万回以上視聴 (R3.5時点)

[第4弾] さかなクン (魚類学者、タレント)



YouTube
チャンネル登録者数 21.9万人

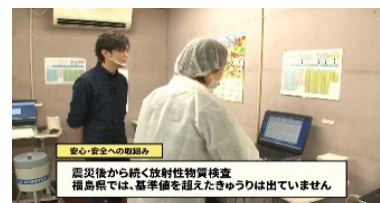


現地紹介編 (ヒラメ)



現地紹介編 (アンコウ)

ポイント2：楽しい内容としつつ安全性にも訴求



ポイント3：購買行動の喚起



ふくしまプライド便
へのリンク



福島復興関連法制度・予算

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(概要)

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

基本姿勢及び各分野の取組

1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階
⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

- **ハード事業**
 - ・概ね完了済、未完了の一部事業は既予算の範囲内で継続
 - **被災者支援**(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)
 - ・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続
 - **子どもの支援**(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)
 - ・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
- (※) 第2期期間内に終了しないものは、支援のあり方を検討、適切に対応
- **住まいとまちの復興**
 - ・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続
 - ・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し
 - **産業・生業**
 - ・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)
 - ・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援
 - **地方創生との連携強化**
 - ・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
- ・効果的な復興の手法・取組の整理、関係機関への普及・啓発

事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度
※ 原災地域は、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応、必要に応じ見直し

2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要
⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

- **事故収束**
 - ・復興の前提である廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施
 - ・ALPS処理水について、責任を持って適切なタイミングで結論
- **環境再生に向けた取組**
 - ・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備等
 - ・最終処分に向けた減容・再生利用等・特定廃棄物等の処理
- **帰還・移住等の促進、生活再建等**
 - ・帰還環境の整備、移住・定住等の促進・被災者支援の継続
 - ・特定復興再生拠点区域について、進捗を管理しつつ整備
 - ・同拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速化
- **福島イノベーション・コースト構想の推進**
 - ・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進
- **国際教育研究拠点の整備**
 - ・「創造的復興の中核拠点」となる拠点新設に向けた取組を推進
- **事業者・農林漁業者の再建**
 - ・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援
- **風評払拭・リスクコミュニケーションの推進**
 - ・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
 - ・食品等に関する規制等の検証・輸入規制の撤廃・緩和推進

組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転
・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針

原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（閣議決定）

即して作成

福島復興再生計画

原子力災害からの福島復興及び再生を推進するための計画（県知事が作成・内閣総理大臣が認定）

避難指示の対象となった区域の復興・再生

住民の生活環境の整備等

- ① 県等が管理する道路等の工事を国が代行
 - ② 公共施設の清掃等を国が実施
 - ③ 事業の開始・再開を支援するための課税の特例を措置
 - ④（特定復興再生拠点区域のみ）国の負担で除染等を実施 等
- ※ 特定復興再生拠点区域における事業については、特定復興再生拠点区域復興再生計画（市町村長が作成・内閣総理大臣が認定）に基づいて実施

営農再開の加速化

農地の利用集積・6次産業化施設の整備促進等

住民の帰還及び移住等の促進

- ① 帰還・移住等環境整備交付金によるインフラ整備、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大に資する施策等の実施
- ② 一団地の復興再生拠点整備制度の活用 等

その他

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設等の実施、（公社）福島相双復興推進機構への国の職員の派遣、帰還・移住等環境整備推進法人の指定、情報通信機器の活用等による必要な医療の確保 等

福島県全域の復興・再生

産業の復興及び再生

- ・ 地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免
- ・ 風評払拭への対応（農林水産物等の販売の実態調査、海外の風評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけ等）
- ・ 風評対策に係る課税の特例 等

新たな産業の創出等の重点的な推進

- ・ 再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
- ・ 特に「福島国際研究産業都市区域」において、以下を措置
 - ① ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用
 - ② 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例
 - ③（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣
 - ④ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助 等

その他

健康管理調査の実施、いじめ防止対策の実施、原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置 等

背景・必要性

- 帰還環境整備などが進む中、復興・創生期間後も、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速することが必要。

改正法の概要

1. 避難指示・解除区域の復興・再生の推進

(1) 帰還促進に加え移住等を促進

帰還環境整備のための交付金の対象に新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加

(2) 営農再開の加速化

① 農地の利用集積の促進 (担い手の呼び込み)

福島県が計画を作成・公示し、所有者不明農地も含めて一体的に権利設定できる仕組みを導入

② 6次産業化施設の整備の促進

農地に6次産業化施設を整備する場合、①の計画に記載することで、農地転用等の特例を適用

③ 市町村と農業委員会の同意により、農業委員会の事務を市町村が実施できる特例を創設

2. 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進

- ① 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例を規定
- ② (公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣に関する制度整備
- ③ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助

3. 風評被害への対応

- ① 風評対策に係る課税の特例を規定
- ② 海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけの推進

4. 計画制度の見直し

福島県知事が地域の実情を踏まえて福島復興再生計画（3系統に分かれる現行計画を統合）を作成し、国がこれを認定

※施行日：令和3年4月1日（2. ②③及び3. ②は公布日）

福島復興再生基本方針の概要 [令和3年3月26日閣議決定]

<福島復興再生基本方針の改定>

- 福島復興再生基本方針は、福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月13日閣議決定、平成29年6月30日改定）。
- 令和2年6月の福島特措法の改正（令和3年4月施行）を受け、改正法に基づく施策等を盛り込んだ新たな基本方針を示し、「第2期復興・創生期間」においても引き続き国が前面に立って取り組む。
※福島県知事が新たに作成し、内閣総理大臣が認定する福島復興再生計画は、本方針に即して作成される。

<改定後の各取組の概要>

※赤字は改定前の基本方針からの主な変更箇所

● 避難解除等区域の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣、帰還・移住等環境整備推進法人制度
● 特定復興再生拠点区域の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置等）
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、いじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保（情報通信機器の活用等による必要な医療の確保等）、被災者の心のケア
● 原子力災害からの産業の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業や中小企業の復興・再生、風評被害への対策（課税の特例、国内外における風評の払拭、商品の販売等の不振の調査等）、規制の特例、職業指導・紹介等、観光振興等
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・福島イノベーション・コースト構想（課税の特例、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣）、規制の特例、研究開発の推進（高度な産業技術の有効性の実証を行う事業に対する援助等）、国際教育研究拠点の整備、企業立地の促進、脱炭素社会の実現等に資する福島新エネ社会構想や福島再生・未来志向プロジェクト等に係る取組の推進等
● 関連する復興施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
● その他福島の復興・再生に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策、地域公共交通網の形成支援等、国、県及び市町村間の連携等

1 法の経緯及び目的

- 与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立、同月27日施行。
- 被災者の不安の解消、安定した生活の実現のため、被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を定めた理念法(主に自主避難者を対象)。

2 支援対象地域の設定

自主避難者への支援施策を網羅的に講ずべき地域
=「支援対象地域」
(放射線量が20mSv未満で一定の基準以上の地域)



法に基づく基本方針(H25.10.11閣議決定)において、原発事故後、相当な線量が広がっていた「福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)」を設定。

※基本方針改定(H27.8.25)時に、線量は大幅に低減しているが、被災者の帰還や避難先への定住の判断には一定の期間を要するため、当面、支援対象地域の縮小はしないこととした。

3 支援施策の概要

- 放射線による健康への影響調査
 - ・県民健康調査
- 住宅確保の支援
 - ・公営住宅の入居円滑化措置
- 移動の支援
 - ・原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置
- 子どもの就学等の援助・学習等の支援
 - ・福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

等



福島復興・再生に向けた令和3年度予算のポイント

○さらなる福島の復興加速化に向け、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を踏まえながら、予算を確保。

1. 長期避難者の支援、帰還・移住等の促進等

【1,448億円 (1,558 億円)】

○福島再生加速化交付金 【721億円(791億円)】

地方自治体等に対して、「長期避難者への支援から帰還加速のための環境整備」の施策等を一括して支援することにより、福島のインフラ整備等を実施するとともに、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を推進。

○特定復興再生拠点整備事業 【637億円(673億円)】

帰還困難区域の特定復興再生拠点に係る除染・家屋解体等を実施。

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 【91億円(94億円)】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や、将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

2. 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり)

【903億円の内数 (5,960億円の内数)】

- ・被災者支援総合交付金【125(155)】※
- ・被災者生活再建支援金補助金【46(101)】※
- ・社会資本整備総合交付金(復興)【77(1,198)】※
- ・災害復旧事業【161(1,555)】※
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業【17(22)】※
- ・被災した児童生徒等への就学等支援【34(52)】※
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を活用した被災地復興に向けた情報発信等【1(1)】※
- ・地域医療再生基金【54(-)】 等

3. 安全・安心な生活環境の実現等

【3,177億円の内数 (5,919億円の内数)】

①汚染廃棄物等の適正な処理 【3,014億円(5,756億円)】

- ・除去土壌等の適正管理・搬出等【253(566)】
- ・中間貯蔵施設の整備等【1,872(4,025)】 等

②地域の生活環境の改善等 【163億円(163億円)】

- ・福島県浜通り地域等の教育再生【6(8)】
- ・鳥獣被害対策:帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4(4)】及び「福島生活環境整備・帰還再生加速事業」(再掲)の内数 等

4. 地域経済の再生、イノベーション・コスト、風評関連等

【636億円の内数 (525億円の内数)】

①地域経済の再生等 【494億円(364億円)】

- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【215億円(制度拡充)】
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【44(16)】
- ・福島県高付加価値産地展開支援事業【52(新規)】
- ・原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化【1(新規)】 等

②福島イノベーション・コスト構想関連事業等 【78億円(70億円)】

- ・福島イノベーション・コスト構想関連事業【75(69)】
- ・福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【1(1)】
- ・国際教育研究拠点基本構想策定等事業【2(新規)】

③風評払拭・農林水産業・観光関連 【64億円(91億円)】

- ・福島県における観光関連復興事業【3(3)】
- ・福島県農林水産業再生総合事業【47(47)】
- ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策【20(5)】 (一部、「福島再生加速化交付金」の内数の再掲) 等

(備考1) 復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、4,673億円(令和2年度予算:7,485億円)。「創造的復興」の総額は、132億円。

(備考2) ※の予算額は被災県等の合計であり、その一部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。